

諮 問 第 2 号
平成30年(2018年) 8月23日

宇部市営住宅審議会長 様

宇部市長 久 保 田 后 子

宇部市借上型市営住宅の返還に伴い、宇部市営住宅審議会規則第2条の規定により、下記について貴会の意見を聞きます。

記

1 宇部市借上型市営住宅の返還に伴う入居者移転先住宅の斡旋について

事前に他の市営住宅への移転希望調査を行い、優先的に移転先市営住宅を確保し斡旋する。

2 実施時期

2018年9月1日